

(例)

共同住宅防災組織計画

1 防災計画の目的

この防災計画は、〇〇〇マンションの防災活動に必要な事項を定め、もって、地震その他の災害による人的、物的被害の発生及びその拡大を防止することを目的とする。

2 計画事項

この計画に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 事前の防災対策に関する事。
- (2) 災害対策本部に関する事。
- (3) 情報連絡に関する事。
- (4) 救出救護に関する事。
- (5) 避難誘導に関する事。
- (6) 物資輸送に関する事。
- (7) 建物設備に関する事。
- (8) 全居住者の役割に関する事。
- (9) 地域の町会・自治会等との連携に関する事。

3 事前の防災対策

(1) 居住者への防災知識の普及

居住者の防災意識を高揚するため、防災組織（管理組合）は、パンフレットの配布、ポスターの掲示等により、次のような防災知識の普及を行う。

- ア 住まいの安全対策（家具の数を減らす、背の低い家具にする、配置の工夫、家具転倒防止器具の設置等）
- イ 飲料水、食料品、携帯トイレの7日分以上の備蓄
- ウ 災害発生時の留意事項（大地震発生後はエレベーターに乗らない、水を流さない等）
- エ マンションの防災組織及び防災計画
- オ 災害発生時には、応急対応のため居住者の協力が必要であること

(2) 防災訓練の実施

大地震等の災害の発生に備えて、情報の収集伝達、消火、避難等を迅速かつ的確に行えるようにするため、次により防災訓練を実施する。

- ア 情報の収集伝達訓練
- イ 出火防止、初期消火訓練

- ウ 救護訓練
- エ 避難訓練
- オ 資器材操法訓練

訓練の実施に際しては、年間計画を立て、その目的、実施要領に基づき実施するほか、区や町会・自治会等が行う防災訓練に積極的に参加する。

4 災害対策本部

(1) 災害対策本部の設置

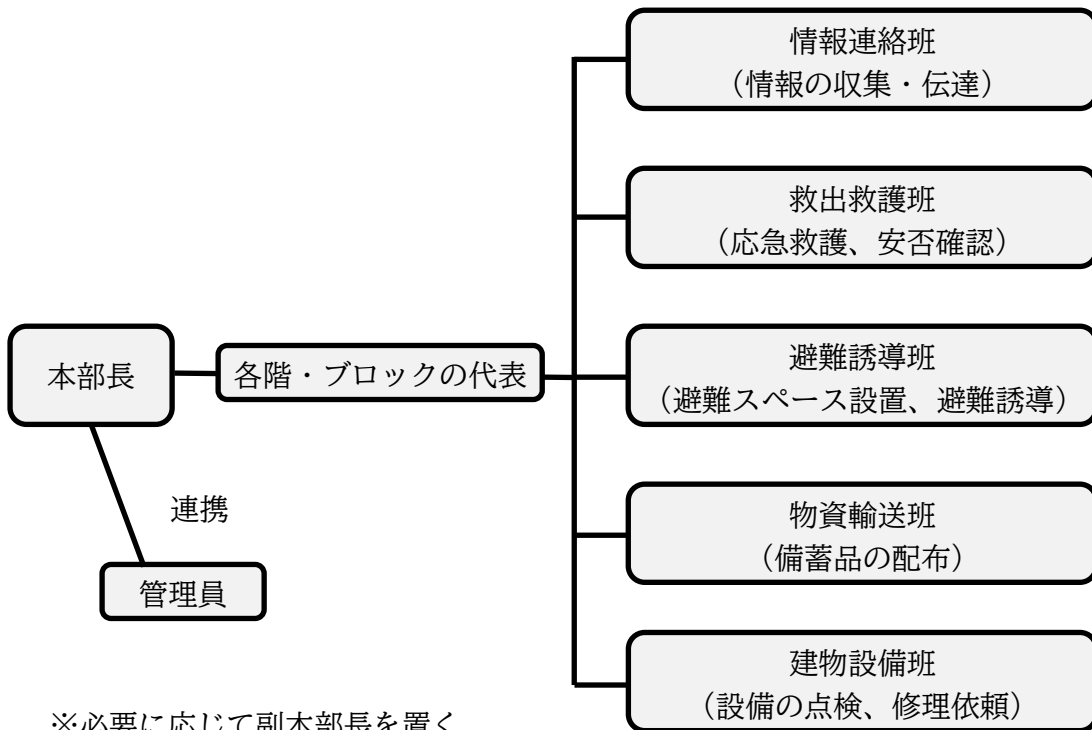
震度6弱以上の大地震発生時には、防災組織（管理組合）のメンバーは、身の安全の確保、家族、近隣の安否確認の後に、〇〇〇に災害対策本部を設置する。

(2) 災害対策本部の組織及び役割分担

災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、次のとおり災害対策本部を編成する。災害対策本部の本部員である本部長、各階・ブロックの代表、各班長（その他、必要に応じて副本部長）は、管理組合理事、防災組織委員、防災に関心のある居住者などから選ぶ。

なお、役割分担に当たっては、事前に決めた組織体制にはこだわらず、集まったメンバーのなかから柔軟に決める。

〔編成例〕



5 情報連絡

(1) 情報の収集伝達

高層住宅内の被害状況、周辺地域の被害状況、防災関係機関・報道機関等の提供する情報を収集するとともに、必要とする情報を居住者や防災関係機関等に伝達する。

情報の収集は、電話、テレビ、ラジオ、インターネット、伝令等、情報の伝達は掲示、館内放送等のあらゆる手段を利用する。

(2) 居住者への呼びかけ

居住者に対しては、在宅避難時の心得として、パンフレットの配布、ポスターの掲示等により、次のような呼びかけを行う。

- ア 排水管の安全が確認されるまで水を流さないこと
- イ 安全が確認されるまでエレベーターには乗らないこと
- ウ ゴミ収集が再開されるまで、ゴミは自宅で保管すること
- エ 自宅を留守にする際には、災害対策本部等に連絡先を伝えること
- オ 高層住宅の災害対応に協力すること

(3) 情報交換会の開催

居住者全員で災害対応状況に関する正確な情報を共有し、不安を解消するため、〇〇〇で定期的に情報交換会を開催する。高層住宅内に耳の不自由な方や日本語が分からない方がいる場合、手話や外国語ができる居住者等の協力を求める。

6 救出救護

(1) 居住者の安否確認

居住者名簿に基づき、地震発生直後に高層住宅内居住者の安否を確認する。特に要配慮者は重点的に安否確認を行う。安否確認の結果は、本部長に報告する。

(2) 救出救護活動

安否確認の結果、救出、救護を要する者が生じたときは、直ちに救出救護活動を行う。この場合、現場付近の者や医療介護関係の経験・知識がある居住者等は救出救護活動に積極的に協力する。

医師の手当てを要する負傷者がいた場合は、医療機関（〇〇〇）又は、応急救護所に搬送する。

(3) 要配慮者の支援・見守り

高層住宅内の要配慮者に対して、生活の不便に対する支援（部屋の片付け、物資の持ち運び等）、見守りを行う。

7 避難誘導

(1) 避難スペースの設置

エレベーターの停止により自宅での生活が困難になったり、余震等に不安を感じる居住者のための一時的な避難スペースを設置する。

(2) 広域避難場所への避難誘導（地区内残留地区の場合は必要なし）

火災の延焼拡大等により、人命に危険が生じ、又は生じる恐れがあるときは、居住者を広域避難場所（〇〇〇）に誘導する。なお、避難誘導にあたっては、警察官等の指揮に従い秩序正しく行動し、特に高齢者、子ども、歩行困難者等の避難を確保するように努める。

また、火災延焼の危険性がなくなった場合は、広域避難場所から高層住宅まで誘導を行う。

(3) 避難所への避難誘導

災害により自宅に住めなくなった居住者がいる場合、一時的に生活をする場所である避難所（〇〇〇）に誘導する。避難所では、地域の方達（地域防災協議会）が自主的に避難所の運営を行っているので、共助の精神に則り、その運営を積極的に支援する。

8 物資輸送

(1) 給水

受水槽等により確保した飲料水により給水活動を行う。

(2) 応急設備の設置

照明や災害用トイレの設置を行う。

(3) 備蓄品の配布

マンションとして備蓄している物資（携帯トイレ、飲料水、食料品等）を居住者に配布する。配布の際には、公平を期すため、配布の記録をつけるものとする。

(4) 救助物資の配布

物資集積場所（避難所等）に区や都から提供された救助物資等がある場合は、居住者に配布する。配布の際には、公平を期すため、配布の記録をつけるものとする。

9 建物設備

(1) 被害状況の確認

各フロアを巡回し、火災の場合は初期消火、水漏れ・ガラス破損等の場合は応急対処、危険箇所の明示等を行う。また、管理会社や管理員、建物設備の知識がある居住者等と連携して、エレベーター、受水槽、給水ポンプ、非常用発電機等の設備を点検する。

(2) 応急修理

建物や設備に被害がある場合は、管理会社や工事会社等に連絡して応急修理の依頼をする。

(3) 建物内の管理

管理員等と連携して、ごみ置場の管理や出入り口の管理、声かけ等を行う。

10 全居住者の役割

全ての居住者は、まず自身、家族等の身の安全の確保を図り、家族・近隣の安否確認のうえ、高層住宅の災害対応に積極的に協力する。

11 地域の町会・自治会等との連携

災害時には、高層住宅だけで災害時の対応全てを行うことは困難となるため、地域の町会・自治会と連携した災害対応を行うことが重要となる。そのため、町会・自治会が行う防災訓練等と連携して防災訓練を実施することなどにより、実効性のある防災体制を構築する。